

総務委員会会議録

日時 平成23年12月12日(月) 開会時間 午前10時10分
閉会時間 午前11時41分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 河西 敏郎
副委員長 齋藤 公夫
委員 中村 正則 高野 剛 渡辺 英機 浅川 力三
森屋 宏 大柴 邦彦 樋口 雄一

委員欠席者 委員 久保田 松幸

説明のため出席した者

総務部長 田中 聖也 会計管理者 笹本 英一
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 興水 修策
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘
総務部次長 田中 宏 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子
税務課長 上小澤 始 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也
市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 宮原 健一
出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉 管理課長 古屋 金正
工事検査課長 風間 達夫
人事委員会事務局長 藤原 一治 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
監査委員事務局長 広瀬 猛 監査委員事務局次長 飯島 幸夫
議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 鈴木 茂久

審査の概要 午前10時10分から午前11時41分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の所管事項の審査を行った。

※所管事項

質疑

(県庁の組織体制について)

森屋委員 先週の総務委員会では一番最初は先日来話題になっている警察官の問題でございましたけれども、私は個々の問題というよりも、公務員というところにも狭い話になってしまいますが、社会全体の中で人材をどうやって生かしていくかということが大きな問題になっているのではないかと思います。なぜこんなことを言うかということ、実は私のことを言ったら恐縮ですけども、私は昭和32年生まれです。ちょうど団塊の人たちから10年おくれで生まれた実は感動とか関心を余り示さない無関心・無感動とか、三無主義と

か言われた世代で、余りにも偉大な団塊の世代の皆さん方の後に隠れて生きてきたような世代でして、この違いというのを実はすごく感じて生活をしてきた1人であります。

そういう意味で、今、県の組織を見たときに、私たちの世代がようやく管理職に登用されるようになってきて、組織としても個人としても大分変わってきたのではないかなと思います。ですから、当然時代に合わせた個人のあり方、あるいは、組織のあり方というのがやっぱりなされていかなければいけない、整備されていかなければならないというある意味での危機感を持っています。最近、県の幹部の皆さん方がテレビで謝罪をされるような場面も一見ふえてきているような気もいたします。そこで、話の初めとしてまことに恐縮ですけれども、最近の事件といいますか、問題として取り上げられた事例を挙げていただきたいと思います。

原間総務部次長

最近の主要な事例、事案でございますが、過去5年間ということで県職員が逮捕をされた事案という切り口でお答え申し上げますと、例えば平成18年、県立大学の副主査が酒気帯び運転で逮捕されております。それから、19年には甲陽学園の職員が脅迫メールで逮捕、それから、20年には工事検査課の職員によります強制わいせつ事件、それから、総合農業技術センターの職員によりますひき逃げ事件、さらに21年には峡南林務環境事務所の職員によります酒気帯び運転、それから、22年には偽装結婚事件がありました。それから、22年には、酒気帯び運転ということで総合農業技術センターの臨時職員が逮捕されております。あわせて、これは今年度の例になるわけでございますが、22年と同様に偽装結婚にかかわった事件、それから、過日発生しました盗撮の事案でございます。以上が主なところでございます。

森屋委員

改めて嫌なお話をさせていただきまして申しわけございません。これは先ほど言いましたように単に県の組織だけの問題ではなく、日本の社会全体が抱えている、特に会社組織といいますか、組織の中での個々の人間力が落ちてしまったり、あるいは、組織力が落ちてしまったりという問題が、私はすごく大きな問題として出ていると思います。そこで議論の観点としては2つあると思います。個人の問題をどうするのかということと、組織の問題をどうしていくんだという観点があると思います。そこで、組織というより、まずは個人の方から行きたいと思います。

何年も県庁組織の中で働いてきた皆さん方を、どうするんだということもあるかもしれませんが、やはりこれから県庁職員として働いていただく、あるいは、働こうと目指している人を採用する際、能力を持った人たちに入ってきていただくのが一番いいわけですから、まずはその入り口である職員採用のところで、コミュニケーション能力であるとか、あるいは、個々の能力、倫理観を備えた人材をどうやって見きわめていくのか、その辺のお話をいただけますか。

丹澤人事委員会事務局次長

現在、採用試験におきましては人物重視ということで、ペーパー試験のウェートを落として、例えば上級試験でいきますと1次のペーパー試験では400点満点中80点としております。また、その適性を見抜くため、2次試験において集団討論、個別面接を実施しております。さらに3次試験では論文試験、それから再度個別面接を実施しており、2次試験・3次試験のウェートを160点・160点とし、400点満点中かなりのウェートを人物重

視に置いております。過去にもいろいろ問題を起こした事例もございますので、個人の倫理観、コミュニケーション能力、職場における協調性などについて重点的に把握するように努めております。

森屋委員

これもまた個人的な話でまことに申しわけありませんが、実はことし私も自分の幼稚園の採用に失敗いたしました。通常私のところの幼稚園では、短大を出た人たちをずっと採用してきましたが、ことし初めて求人を出したら某有名4年制女子大学卒業の方がおいでになりました。私は1回だけ会い、理事長が最終的に判断をして4月から勤めていただくようにしましたが、結論から申しますと、この方は1カ月しかもちませんでした。ということで、やっぱり人を見抜くのは大変だなということで自己反省をしております。アメリカでは子どものときから表現であるとか、コミュニケーション能力をどうやって高めるかということ、もう幼稚園とか小学校ぐらいから、必ずカリキュラムの中に位置づけられていてそういうことをしています。しかしながら、日本の教育の場面ではそういうことはないですから、大学を出られてくる皆さん方の能力をどうやって見るかというときには、大変な御苦労があるんだろうと思います。

今の一般的な企業なんかですとインターンシップをとっていて、大学の3年生ぐらいから、あるいは、もっと早い時期からということもあるようですが、何カ月か何週間か現場に来てもらうと。そして、実践の中でその人物を見るという手法を最近はやられているようであります。それは青田刈りといいますか、大学の勉強と現場でインターンシップしてもらうことの整合性という議論も片方にありますけれども、しかしながら、今、一般企業ではかなりそうした手法を使われているということも聞きますけれども、行政の中でそうしたインターンシップといった手法ができないでしょうか。

原間総務部次長

インターンシップにつきましては県庁でも実は既に実施をしております。県内の大学ですとか、あと県外の大学でも希望がある場合には受け入れる形で実施しております。期間の方は長期というわけにはなかなかまいりませんので、1週間程度と認識しております。

森屋委員

実はこの間、楽天さんの関係者の方とお話する機会がありましたが、楽天という会社は徹底的にインターンシップをやって、その中で人材を選んでいくという手法をされているそうです。若い企業ですからそういうことができるのかなとお聞きしておりましたが、ぜひ組織の中に入って入り口のところでやっぱりそういう能力の高い人たちに来ていただくことが、手っ取り早いというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、やっぱりそういう方に来ていただく。特にこの10年余り県の仕事というのを見させていただきましたが、かつてのように国があって都道府県があって市町村があるという縦割りの行政組織の統制の中で県の皆さん方が市町村の職員の皆さん方に対して、ある意味指導というか、立場で行政行為を行ってきた時代とは大分変わってきて、どちらかというとな水平的、何ていうんですか、市町村も県も平等だ、同じなんだという感覚が根づきつつありますので、そういう意味では、従来のような行政手法ではなかなか通らない、姿勢では通らないという部分もあるかと思えます。ぜひまずは入り口である採用のときに能力の高い学生の皆さん方を選んでいくことが大切だし、そして、その後そうしたコミュニケーション能力であるとか、そういうことに重点を置いた職員の育成というものを進めていただきたいと思います。

そこでもう1点の観点の組織内のコミュニケーション能力を高める努力についてお話を聞きたいと思います。よく部長さん、課長さんから昔の話を聞くと、課長さんが課の中で金曜日あたりに「みんな、きょうは飲みに行くぞ、おれについてこい」というと「わかりました」といって部下の人たちもついてきて、県庁周辺をにぎわせていたということを知りますが、今は課長さんが「きょう飲みに行くぞ」というと、みんな若い人たちはさーっと引いてしまうという話をよく聞きます。コミュニケーションがいかどうかということについては異論もあろうかもしれませんが、組織内のコミュニケーションを図る場面、努力というのはどういうことをされているのかお聞きしたいと思います。

原間総務部次長

委員御指摘のとおり、今の管理職にある世代、若手の世代で価値観が違うという指摘がありました。実は不祥事根絶懇談会の席上でもなされた経緯がございます。そうした意味で、若い職員に対しては仕事上のコミュニケーションだけでは足りないのではないかと指摘をいただいたところでございます。当然コミュニケーションがうまくいかないと世代間のギャップ、あるいは、価値観の違いといったところ、それが重なり相互理解、意思疎通が十分に図られずに業務に支障を来すという場合があるという御指摘をいただいたところでございます。このために、新たな取り組みということで例えば触れ合い面接という形で、形式張った形ではなく、さまざまに管理職と職員が話をできる機会をつくっていったらどうかという御指摘をいただきました。

また、職場外におけるコミュニケーションの機会、先生の方から例えば飲み会というお話もいただきましたが、そういうものも含め職場外におけるコミュニケーションの機会も確保していくことが重要だろうという御指摘をいただいたところでございます。なかなか勤務時間外におけるコミュニケーションを円滑にするようにと、人事課で仮に指示をしたとしても、なかなかそのとおりにいくかということ、必ずしもそうはいかない場面が多々あるかと思えます。ただ、その重要性については私どもも十分認識しておりまして、過日、各所属に対し触れ合い面談等の実施に努めていただくよう、通知を出させていただいたところでございます。

森屋委員

今までの社会はそうしたことを改めてシステム化したり、表立ってそういうものを立ち上げていなくても、できるだけそういうものが自然といたらおかしのですが、日本社会の中でやっぱり先輩たちが後輩にそうした指導をしていくとか、あるいは、組織の中での円滑な人間関係を構築していくということは、日本社会の中では改めてそういうのを表に出さなくても、個々の努力の中で、あるいは、先輩から後輩という流れの中でそういうものができてきたのかなと思います。ですから、先ほど一番最初に課長さんにあえて今までの事件化されたことなんて、ここで聞きするのは失礼だっただけだと思いますけれども、もしかしたら、今までは組織の中にそうしたものが起きないように、あるいは、そこまで行かないようにという抑止力になるような組織能力があったのかなと思っています。しかしながら、そのことがやっぱり少なくなる。あえてそのことをやっぱり形として出していかなければいけない、まさにそういう時代に来たのかなという気もいたします。

そこで、先ほど一番最初にこれは山梨県庁だけの問題ではなく、日本国じゅうでこのことは問題とされているところでして、かなり専門的にこのことをお仕事として指導していただけるような、民間の会社もあるということで

あります。全国の行政組織の中でもそうした民間の手法、メソッドを採用してやっているところもかなり出始めているということもお聞きしておりますけれども、山梨県庁としてそうした外部の方式を、今後、取り入れることを検討していく、あるいは、考えていくというお考えはございませんか。

原間総務部次長

先ほどちょっとお話に出ました不祥事根絶懇談会でございますが、そのメンバーには民間企業の経営経験のある方や大企業において人事管理をされた経験のある方等に入らせていただきまして、御提言をいただいたところでございます。したがって、今回いただいた御提言の中には当然民間の発想というものも含まれていると感じております。それを踏まえ、今後さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、今後もし民間の方でより有効な取り組み事例が出るということがあれば、そういうものも当然参考にさせていただきたいと考えております。

森屋委員

都道府県の行政組織が果たしていかなければならない役割というのは今後ますますふえてきて、大きく重くなっていくと思いますので、いろんな意味で時間やあるいはお金もかかることかもしれませんけれども、ぜひこのことを従来の手法の上に価値観ある……。ちょっと余談ですが、きのうの「坂の上の雲」ですね、児玉源太郎が乃木將軍の組織の皆さん方を目の前に「君たちはきのうの計画はできたけれども、あしたの計画はできない」ということを言うところが、すごく印象にある言葉でしたけれども、夕べのテレビは、まさにきのうの延長線上にあしたはない、もうそのぐらい時代が転換している。特に職員一人一人には、世の中の考え方が日々変わっているということをやまず認識してもらって、ぜひ次に向けてこの優秀な人材をどうやって使っていくんだということを真剣に考えて、そのためには時間やお金も投資することをぜひ惜しまずにやっていただきたいと思います。総務部長の考え方を最後に伺います。

田中総務部長

職員の不祥事を契機にして不祥事の根絶の懇談会ということで提言もいただいているわけでございますが、これを契機にしてさまざまな取り組みをやっています。その中では不祥事の根絶といいますと、例えば業務量の見直しもちろんありますが、やはりこの検討の場においてはやはり職員の意欲を高めていく、職員の能力を高めていく、モチベーション高めていくという取り組みが根本的には大事ではないかという議論になりました。そうした中で、人事課長からも答弁申し上げましたように、職場だけのコミュニケーションではなくて、やはり人間としてのコミュニケーションというのをもっと大事したほうがいいんじゃないかとか、あるいは、参加意識を高めていくための工夫が要るんじゃないかとか、そんな提言もいただいております。要は県職員のプロとしてのプライドとか、責任感を引き出していくという取り組みが、これからはやはり大事ではないかなと思っております。委員の御指摘も踏まえ、しっかり職員のやる気を高めていくための取り組みに留意して、対して取り組んでまいりたいと思っております。

(中小企業高度化資金に係る監査委員の関与について)

渡辺委員

ちょっと知らないことがあるので伺いたいと思っておりますけれども、監査委員に対してお願いしたいと思っております。今、中小企業の高度化資金というのが非常に問題になっているわけで、この貸し出しのときとか、あるいは、その後について、監査委員はどのように絡んできたのか、経緯を聞きたいと思いま

す。

興水代表監査委員 私ども監査委員、通常、定例監査ということで各部局所属の監査を年に1回行っております。当然、高度化資金の関係につきましても、業務の監査という形の中で書類等は見させていただいている状況でございます。広く一般的な定例監査の中で監査をさせていただいているという状況でございます。

渡辺委員 そうすると、高度化資金に対して監査委員はかかわってきたということですね。私も勉強不足もあってわからないんですが、高度化資金を貸して3年後に破産しているところがありますけれども、それ承知していますか。

興水代表監査委員 監査委員の立場でそういうことについての情報は該当課から破綻したという段階でいただいております。

渡辺委員 情報をいただいているというお話ですと、3年たったときにはもう聞いているわけですね。そういうときに、監査委員としてどういう対応をしたのか。大事な役職ですから監査委員はいろいろできるだろうと思うんですけども、どういう指示をしたのか、それが具体的にわかったら教えてください。

興水代表監査委員 私どもの事務局における事務的な監査においては、収入未済等が発生した段階でそれについて指摘をさせていただいております。監査委員につきましては、毎年度、決算審査ということで審査をさせていただいております。例えば昨年度、ことし、両年度、私が在任しているところをとらえさせていただきますと、高度化資金につきましては債権回収整理について、いわゆる未済案件の総額が非常に多額であることから、しっかりした債権管理、それから、整理について民間のノウハウ等も活用する中で管理・整理を行うようにということで、決算審査の意見書の中にも記載をさせていただいております。

渡辺委員 適切な指摘をしたというふうに聞こえるわけですが、それを受けた方が実際に監査委員の指摘のように動いたかどうか、その辺の確認はしてありますか。

興水代表監査委員 定例監査における私どもの指摘事項については、それについてどのような対応をしたのかという対応状況を回答いただき、監査委員としてそれを県公報に登載いたしております。

渡辺委員 話を伺う限り何かうまく進んでいるように見えるんですけど、実際には110億円ぐらい焦げつきが発生している。それでもう一つ伺いますが、今のこの現実を見たときに監査委員として県の会計を監査する非常に重大な役割があるわけですが、適正にやってきたのかなという、その思いはどうですか、実際に。私は監査委員にも責任があるような気がしてならないんですけど、いかがですか。

興水代表監査委員 私どもの立場は県の財務事務等が法令等に基づき適正に執行されているのかどうかについて監査をするという職能でございます。具体的に高度化資金につきまして当該部局担当課において違法あるいは不適切な事務があったかどうかということになるかと思っておりますけれども、その点については法

令等あるいはルールに基づいて事務の執行はなされていたと考えております。ただ、結果として多額の債権、未回収の債権が生じているということについては、監査委員の立場からもしっかりした債権回収がなされなかったという意味で遺憾であると思っております。

渡辺委員

監査委員の責任ということから言えば、法令に基づいてすればいいんだというお話ですけれども、監査委員であっても議員であってもすべて県政にかかわる人は、やはり責任ということはある程度考えていかないと、だれが責任とるんだということになってくると、責任者がいない高度化資金の貸し付けなんてありようはないわけだから、やっぱりそういう立場にいる人がちゃんと責任持って見ていく。普通の個人の会社であれば倒産ですからね、そうしたことを考えたときに、私は監査委員にしっかりと監査をしていただきたいと思うし、中小企業の高度化資金だけではなく、米倉山の150億円、林業公社においても200億円を越す大変な金額であります。こうしたことについては関係する人みんなが神経を張り詰めて取り組んでいかなければ、また、こういう問題が起きるのではないかなと思います。今、法律に基づいて適正に監査していたと言いましたが、そんなこと県民に言ったって納得しないと思いますよ。自分で言ったことが県民に納得してもらえらると思っておりますか、どうですか、率直に言って。

興水代表監査委員

多少言葉足らずだったかとは思いますが、私どもの権限行使というのは先ほど申し上げましたように、法令に基づき適切に事務が執行されているかどうかということ監査をし、個別の監査についてはそれぞれの監査委員が執行をするわけでありまして、全体としてこれについてどう考えていくのか、意見の取りまとめについては4人の監査委員による合議により決定をいたしておるところでございます。私どもの職責というのは県の組織が健全に運営できているかどうかという意味のチェックをするという、非常に大事な職責であると考えております。今後におきましても各監査委員、それから、事務局は重要な職責を念頭に置き、しっかりした職務執行をしてまいりたいと考えております。

(公務上の交通事故発生状況等について)

樋口委員

3点ほどお聞きします。1つは森屋委員が言われたことに若干関係するかもしれませんが、本議案の報告書に9件の交通事故、公務上の交通事故の処分の報告がされておりますが、公務上の交通事故の発生状況について伺います。

佐藤管財課長

委員から御質問のありました公用車に関する事故の関係であります。警察の委員会での御質問もあったかと承知しておりますが、知事部局においても年間30件を超える交通事故が報告されております。ちなみに23年11月末現在で21件という発生状況になっております。

樋口委員

公務上の交通事故というのは、公用車という解釈でいいんですか。公用車は県庁全体で何台ありますか。

佐藤管財課長

現在、県では警察業務を初め公共事業の執行、あるいは、森林の保全等さまざまな分野で公用車を活用しております。本庁・出先含め、また警察の車両も含め約1,400台の自動車、それ以外にもバイク、主に白バイ等々と

御理解いただいてよろしいかと思いますが、それらを合計し約1,700台が公用車として保険に加入する中で運用しております。

樋口委員

すごい数ですが、その話はまたしますが、警察の話では60件ぐらい年間に事故があると先日伺いましたけれども、30件という数字は動いているのでしょうか。あるいは、ここ数年で平均30件ほどという意味ですか。それとも変動があるのかな、どうかということとですね。今回の報告書では中北林務とか、中北福祉とか、あるいは、秘書課とか、具体的に出ていますけれども事故の原因・内容がもしわかれば教えてください。

佐藤管財課長

委員の御質問の1点目、知事部局等における公用車の車両事故の件数の推移といたしましては、平成21年が34件、それから、22年が37件、先ほど言いました23年が11月末現在で21件、そういうことを踏まえて30件程度と答弁させていただいたところであります。自動車事故の件数につきましては車両の増加、あるいは、業務の多様化等に伴い、10年前と比べると若干増加しているという状況であります。

それから、今議会で専決案件として御報告させていただきました9件、そのうち5件がいわゆる警察以外の知事部局等として、先ほど委員からございましたように中北保健所、あるいは、林務事務所、秘書課等がその内容であります。主に前方の不注意ですとか、あるいは、状況の確認等を怠ったために起きた事故、いわゆる職員の不注意というものが主な原因であると考えております。

樋口委員

県民サービスはもちろん多岐にわたるほうがいいですし、そうあるべきだと思いますが、先ほど森屋委員の方からお話があったように、職員の士気にかかわる、どのようにして士気を高めるのかとありましたけれども、これはいわゆるテクニカルな問題、あるいは、何といたしますか、きちんと体調・健康管理をしながら普通に運転をしていけば済むような問題なのかなと思いますが、交通事故では人命にもかかわることですのでございますから、そこについて日常的にどのような防止策を県ではやっているのでしょうか。

佐藤管財課長

委員の御指摘にありますように、公用車による事故は職員の不注意というものが主な原因で発生しているケースが多いと認識しております。それに伴う行政サービスの停滞、あるいは、その事故処理をするために要する労務というのはできるだけない方がいいに決まっております。逆に言うと、県民サービスのためにはできるだけそちらの方に目的を持って、力を注いでいくということが望ましいと考えております。ただ、繰り返しになるかもしれませんが、さまざまな業務を遂行していく中で、どうしても公用車を使って勤務をしなければならない、あるいは、目的地に行かなければならないという事例も多々あるかと思えます。

そういう意味で事故防止ということに関しては、年度当初の職員の服務規律の通知、あるいは、私どもが職員向けに専用のパソコンの掲示板等を使い、飲酒運転の根絶というのは当然のことなのですが、常日ごろから交通安全意識というものを持つよう、職員一人一人が自覚を持ってください、なおかつ、職場においてもゆとりある運行計画というものを持つ中で、職員が安全にその業務を運行できるようにということで、指導をしてまいっているところであります。

- 樋口委員 どこの企業でも、あるいは、行政でも一緒でしょうけれども、1,700台という数字はやっぱり多いなと思います。1台ずつお金がかかるわけですが、今後合理化していく考えはありますか。
- 佐藤管財課長 業務が多様化しているという中で、私ども車両を管理する立場としては、できるだけ公用車の集中化ということには取り組んできております。具体的に言いますと、本庁においてはどうしても各部局等々で所有して管理をしなければならない車、例えばそれは道路のパトロール、河川のパトロール等特殊のあるものという理解でよろしいかと思うんですが、それ以外のものについてはできるだけ集中化をして、車両台数については削減してきております。片や警察の業務等々においては、政令定数の増加等も踏まえてパトカーの配車がふえてきているなど、それぞれの要因はあろうかと思いますが、委員御指摘のように効率的に事務をするためにも、できるだけ車両というのは集中化をして、効率的に運用するような取り組みというのは行っております。あるいは、これからもできる限りその取り組みは続けていきたいと思っております。
- 樋口委員 台数の分だけ保険に加入していると思います。以前はたしか保険料のほうが高いから、県の中でそれぞれの職員が事故処理の対応をするようなことを聞いたことがあります。今回の報告は人身事故の損害賠償だから物損事故はもっといっぱいあるんじゃないかなと思います。すべての車が自賠責はもちろんですが、任意保険に入っているという解釈でいいですか。
- 佐藤管財課長 公用車の運行につきましては安全に運行することが当然であります。万が一の事故に備えまして法律で定められている自賠責は当然のことなんですが、県におきましても平成13年度以降、任意保険に加入をしております。それは、従前は事故処理のために職員がその労力を割かなければならず、あるいは、難しい事案になったときに交渉が長期化するというのを解決するために導入したものであります。委員御指摘のあった今回の専決事項については、人身、それから、物損含めまして、県では任意保険に入っているとお考えをいただいで結構でございます。
- 樋口委員 そうすると、すべてが任意保険に入っているということですか。
- 佐藤管財課長 はい。
- 樋口委員 それで、専決処分ができない部分についてもかなり保留をしているんですか。
- 佐藤管財課長 御説明が不十分だったかもしれません。先ほど申し上げたとおり、県では警察車両含めて約1,700台の公用車を現在持っております。それらについてはすべて公道を走る車ということで万が一の事故、その後の補償を考えまして任意保険に入っております。それで、年間30件等々超える事故が起きる中で、軽微なものにつきましては議会から委任を受けておりますこの専決という中で処理をさせていただいております。その処理状況というのが物によって交渉が長期化するものもあれば、短期間で交渉が済むものというものもありますので、そういう意味では和解あるいは損害賠償の決定というのができるだけ速やかに行えるように処理をしながら、議会の方に御報告をさ

せていただく、あるいは、議会報告を超えるものにつきましては、その都度、議決案件という形で議会の方に提出をお願いしているところであります。

樋口委員　この件については最後にしますが、人身事故を起こすと点数がすぐ引かれて、反則金もすごくかかりますが、これは事故を起こした本人が完全に自己負担するという理解でいいですか。

佐藤管財課長　事故を起こして点数を何点引かれるとか、そこにおいていわゆる行政処分としての違反金というんでしょうか、それにつきましては本人の負担になります。

樋口委員　もう一つ、せっかく佐藤課長さんと話をしていますから、本会議でも新庁舎である防災新館の質問をしましたけれども、例えば甲府では市役所を今つくっていますけれども、2年後のゴールデンウィーク明けぐらいに完成するというので、かなり前から具体的なイメージ図を広報に載せたり、市民にお知らせをしております。県の防災新館についても県民に周知するスケジュールはもう決まっているんですか。

佐藤管財課長　甲府市役所につきましては平成25年5月の供用開始と聞いております。私も防災新館につきましては25年10月の供用開始ということで、これまで御説明しているスケジュールで進めていくということでもあります。その際、防災新館の内容、あるいは、その業務等々についてどういう形で県民に周知、あるいは、御理解をいただいていくか。これは県庁舎の耐震化等の整備事業、いわゆる県庁全体の整備をする中で、県の広報紙「ふれあい」に掲載し周知をする、あるいは、具体的な建設というのが今後2年間続いていきますが、その過程の中で例えば「1階部分のにぎわいを創出するスペースはこういった整備をしまります」などといったことを、機会あるごとに県民の方たちに周知してまいりたいと思っておりますし、現段階においても県の管財課のホームページには、基本的な部分については掲示して、県民には御理解をいただくような取り組みをしまりますので、その点についてはまた引き続き行っていきたいと思っております。

樋口委員　一般県民が県庁に行く場合と、市町村民が市町村役場に行く機会は全然違いますから、比較にはならないとは思いますが、それでも防災新館という名前、ことしは東日本大震災がありましたから、今まで以上に県民に周知をしていただきたいと思っておりますし、イメージとして屋上にヘリポートがあって、防災にかかわる県の行政が全部一堂に集約されて、1階にはにぎわいスペースがある、あるいは、県庁の敷地内も自由に歩けると、周遊ができるというようなことを、やはり、もちろんホームページ、あるいは、私たちはその都度その都度カラーの絵を見させてもらいますけれども、やっぱり県民からではなく県からもこういうものをつくっています、でき上がりはこうですというものをやっぱりそろそろ大きくといいますか、わかりやすく、目にわかりやすく周知をしてほしいという意味で質問しました。その辺をもう一度お願いします。

佐藤管財課長　委員御指摘のように、今後2年間、さまざまな形でこの県庁の敷地、防災新館の整備を初め進めていくこととなります。基本的には27年度、耐震改修促進法で言うところの建物の耐震化を進めていく中での防災新館の整備、

それから、県庁別館等の改修など、県庁の敷地が今後このように整備されていくんだということについて、今後も機会あるごとに、議会の方々を初め、県民の皆さまにも、できるだけわかりやすく御説明をする、あるいは、その過程においてさまざまなご意見を聞く中で進めていきたいと思っております。

樋口委員

よろしく申し上げます。

最後1点、これは所管が違ったら答えていただかなくて結構ですが、ココリガリニューアルオープンし、その中に県の宝石美術専門学校が移転しましたが、看板がなく、実際のところ市民が見ても、あるいは、ビジターが見ても非常にわかりづらくなっております。景観に配慮しているのかもしれませんが、残念という気がいたします。その辺について所管が違いますけれども、お金の出しどころ、県立の施設の元締めという立場でお答えいただきたいと思えます。

佐藤管財課長

県有施設ということで申しますと、委員御指摘のように県民の方、あるいは、そこを使う方含めてわかりやすいということは、何よりも大事なことだと思っております。済みません、具体的にココリの建物の各種法令の制約等々があるのかどうかも、全部承知しておりませんが、委員おっしゃるように県民の方たちにわかる、あるいは、それを訪れる方たちにわかりやすくするためにどういう工夫ができるのか、関係部局とも相談をしながら進めさせていただきたいと思えます。

樋口委員

終わりますが、「あそこに宝石美術専門学校があるんだ」とふだんからわかるようにしていただきたい。この場所は甲府駅から中心市街地に向かう動線になるわけですから、ぜひ県の財産、あるいは、山梨県にしかない学校ですから、そういったものを周知していただくようお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

佐藤管財課長

委員の御指摘をしっかりと受けとめて対応してまいりたいと思っております。

(防災対策について)

齋藤副委員長

総務部長、今、ここで震度7の地震が発生したと仮定したときに、対策本部を設置するまでの初動体制の順序を教えてください、すぐに教えてください。

宮原消防防災課長

体制についてですが、まず、今、震度7の地震が発生したということであれば、勤務時間内にありますので、消防防災課で初動体制をつくります。この507会議室が作業場になりますので、ここでいろいろな各班の設置準備をして初動に入り、各班の連絡をとることがまず第1でございます。

齋藤副委員長

ここにいる人たちが、もちろん議長もいます副議長もいます。総務部長以下幹部職員が多くいます。この体制をどうしますか。

宮原消防防災課長

この体制は、今地震ということであれば休止というか、ここで休憩していただいて作業に入るというのが手順だと思えます。

齋藤副委員長　それで本当に危機管理が成り立っているか。今発生したときにこの場でもちろん会議をとめるのは当然だと思うんだけど、部長、どうして、お願いします、正副議長どうして、他の人たちはどうして、私はどこ行きます、総務部長は、知事の確認をして、ということからスタートしなければならないですよ、実際は。順にやっていって防災会議を開けばいいなんていう状態じゃないですよ、いざ地震が発生したときには。本当の危機管理というのはそういうことからスタートしなければ実際避けられないですよ。だって、当座ここにいる人たちが万が一のときがあったときにどうしますか。課長、じゃ、どこへ飛んでいきますか、一番先、どこからスタートしますか、ちょっと聞かせてください。

宮原消防防災課長　私は総合調整班長でございます。総合調整班はすべての班を取り仕切るということになっておりますので、各班へ指令を出す。そして、各班の目的に沿ってまずは行動を起こします。

齋藤副委員長　言うならばいつ起きるかわからないというのが災害なんですよ。だから、僕は今突然言ったんだけど、やはりそういう意識をいつも持っていなければならない。30年以内に87%の確率で東海地震が起きるといわれている。だから、いつ起きても不思議ではないんですよ。だから、まずだれもそうだけど、今いる立場でここにいる人たちをどういう管理するか。消防防災課長であれば、今言ったように総務部長、知事の確認、防災危機管理監をどうすると、そういう指示を出さなければ動けないです。自分だけ飛び出したって。残された者が、我々はどうすればいいですかということになるわけです。

そういうことを常に頭の中に描いておかなければ、一朝有事のときには間に合わない。一朝有事のときにはおそらく会議を立ち上げたって、中央防災会議とか中央の情報をうまく取り入れて、本当に地震の規模が幾つだということになれば、もう山梨県下だっただれだけの被害が出るかということももう想定できるわけなんですよ、実際は。だから、そういう初動体制がいかに必要かということも常に頭に入れておかなければ、大きな被災者が出る、犠牲者が出ることになるわけなんです。ですから、その辺をまずしっかりしておいてもらいたいと思いますが、もうちょっとお願いします。

宮原消防防災課長　委員御指摘のとおりいつどこで発生するかわからないという大きな地震に備えて、常にいろいろな方策をとる中で、県職員であればそれぞれの立場でそれぞれの行動計画ができるような周知は当然しておりますけれども、さらに徹底を図っていくということで御理解願いたいと思います。

齋藤副委員長　山梨県はやっぱりそういう非常に大きな東海地震、東南海とか、あるいは、関東直下型、いろんな地震が想定される地域ですから、常にやっぱり危機管理、万が一のときどう指示を出していくかということも、とにかく頭に入れておいてもらいたいということをお願いしておきます。

(コンピュータウイルスに対する危機管理対策)

齋藤副委員長　それから、もう1点、次の問題ですが、最近、いろんな企業でもそうですがコンピュータウイルス、いろんなハッカーに侵されるという時代であります、今、県庁内のそういう危機管理的なものは大丈夫ですか。

田中総務部長 コンピュータウイルスに対する対応につきましては企画県民部の情報政策課の方で対応しております。申しわけございません、現在具体的にどうい
う対応をしているかという情報を手元に持ち合わせていません。後ほど企画
県民部の方から御報告させていただきたいと思えます。

齋藤副委員長 今まではそういう外部からのウイルスに侵入された経過もわからないん
ですか。

田中総務部長 申しわけございません、現在持ち合わせておりません。

齋藤副委員長 最近コンピュータウイルスというのはもう世界どこからでも侵入してく
るということを言われておりますので、ぜひその辺をしっかりとした対応を
していただいて、やっぱり万全の体制で取り組んでほしいということを思
いますので、部長の方からもしっかりとした指示を出しながら管理に努めてい
ただきたいと思えますが、一言お願いします。

田中総務部長 委員の問題意識につきましては企画県民部の方に的確・適切に伝達させて
いただきたいと思います。

(委員会におけるあいさつについて)

高野委員 けさもここへ入ってきて委員会が始まる前にあいさつをしたんですね。私
は16年も委員会に出ていますけど、多分五、六年前ぐらいから委員会であ
いさつをしているのかなという気がいたしております。昔はずるずるとみ
んなで座り込んで、ベテラン議員が「そろそろ始めよう」と言えば大体始ま
るという状態でありました。本会議のあいさつは昔からやっているが、委員
会でのあいさつというのは、甲斐市の保坂市長が議員だったころに「何のた
めのあいさつかな」ということはよく言ったんですけど、その辺について
議会事務局で教えてください。市民レベルで。

鈴木議会事務局総務課長

済みません、市民レベルでというお話でございましたので、その日初めて
合わせた者同士がごく普通に交わすあいさつということもあるでしょうし、
これから会議を始めるに当たってお互いを確認するという意味合いのあい
さつでもあろうかとは思えます。ただ、私がここの議会事務局に赴任してき
たときから既にそういうあいさつがございましたので、特段の意識として何
のためのあいさつかなということは考えたことはございませんでしたので、
済みません、そのような答弁をさせていただきます。

高野委員 初めて顔を合わせるからではなくて、本会議の間に議会運営委員会をや
ったりするときも、多分あいさつをするような気がしたんだけど、今、答弁に
あった「初めて会ったからあいさつする」というのは違います。

実は、私が8年前に声かけあいさつ運動ということを提唱して議会から発
信をしていこうということで、企画県民部と教育委員会と両方が手をつない
で懸垂幕を立ててやったと。最近も時々聞くことがありますが、それと同じ
意味かなと思えます。だけど、その後懸垂幕を立ててやるのも時々やる、時々
その話が出るとやるということで、どうも一貫していない。集中して3年間
やろうとか、4年間やろうという体質が県庁にはないような気がします。そ
れ以上に一番思うのはアメリカではオバマ大統領が記者会見をするときに

記者たちはみんな立つんですね。それでオバマ大統領が頭をちょっと下げると、同じように頭を下げながら記者諸君は座ると。これは広聴広報課の部分かもしれないけど、やっぱりそういう礼儀というものはどこの部局にかかわらず、私はしっかり進んでいかなければいけないことではないかなと思います。

これはよく地域でも「おい、知事の記者会見のときに記者の人たちはみんな座りっ放しだけど、あれでいいのか」なんていうことを私は何人にも言われたことがあります。だから、その辺は知事政策局の方かもしれませんが、全体的なやっぱり雰囲気として基本的に、少なくともアメリカよりも日本の方が儒教の精神は上だと思っていたら、ちょっと逆かなというようなことを思わせないでもらえるような状況にしてもらいたいなと思うんですけど、これはどこも答えるところないかな。

田中総務部長

改めまして、今、委員のお話を伺いながらアメリカと日本を比較して考えてみますと、確かにアメリカでは大統領が例えば議会に登場すれば、与野党問わずこれは席を立てて迎え、教書の演説をするときには拍手をもって迎えるとか、記者会見のときには委員の御指摘のとおり立ってお迎えするとかという状況がある中、一方で日本や本県においては、リーダーを迎えるときなどに当たって必ずしもそういうことが徹底されてないという現実はあるのかなと思います。必ずしもそういうことが徹底されない中で、委員の御指摘はごもっともでございますので、これは県職員の中でそれぞれさまざま節目でリーダーを迎えるに当たって、自分がどういう心構えで臨んできたのかというのは、県職員一人一人がそれぞれ自覚をしながら、日々の仕事を進めていく必要があるだろうと思っております。

高野委員

それはやはりしっかりして見ている方も気持ちがいい、記者会見なり何なり行く人も気持ちがいいという形で進めていただければ、厳しい新聞記事も少しはやわらかくなるのかなとも思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。

(一時借入金、一時預け金について)

高野委員

きょうは勉強のつもりで質問しているんですけど、私、普通の企業であればお金を借りるときに自分が保証人になり、また担保物件があれば預金でも何でも担保へ入れると。その中でお金を貸してもらおうということが通常なんですけど、今、出納局では、一時借り入れのお金の部分というのがどのくらい年間を通してあるのか、逆に一時預けというのがどのくらい年間を通してあるのか、その辺大体でいいですから教えてください。

吉田出納局次長

今、委員のお話のとおり県庁の予算には収入と支出について、年間計画がございますが、収入が年度の初めに全部入っているわけではございませんので、年度中途におきましては資金がショートする期間がございます。一般的に多いのが年度末から5月の出納整理期間までの間が資金がショートする期間、その後、地方交付税ですとか、税収等が入りまして9月まではある程度安定した期間で、逆に資金に余裕があって運用ができる期間ということで、年間通じてそういうサイクルがございます。

一時借入金でございますが、今年度につきましては前年度の3月から4月、5月にかけて多かったですけど、今年度一番多いときで4月に280億円一時借り入れを行っております。また、それ以外るとき、先ほどお話ししましたように資金の余裕があるときには、譲渡性預金といたしまして7日以上

資金に余裕が出る場合には短期的に預けることが可能になりますので、各部局から毎月出ております収入支出の見込みをよく精査する中で、余る部分については7日以上とれる場合には細かく運用するというところを行っております。具体的に言いますと一時借入金の利息が当然発生するわけですが、それよりも運用した益の方が多くなっているという状況が最近続いております。

高野委員 最後何て言いました、運用？

吉田出納局次長 先ほど申しましたように資金に余裕がある場合には金融機関に預け入れをして運用を行っているという状況でございます。

高野委員 金融機関からの借り入れというのは、年率で言うと何%ぐらいで借りているの？

吉田出納局次長 一時借入金というのは指定金融機関、山梨中央銀行から借り入れることになっており、その利息につきましては見返り預金というものがございまして、そこに入って預けてある金利の安いところから、充当していただくという契約になっております。

高野委員 金利は何%ですか。

吉田出納局次長 具体的な金額で申しますと、今年度23年度の借入利率ですが、平均いたしますと0.032%から0.046%という利率になっております。

高野委員 1週間以上余剰が出る場合には、それなりの利息が発生する、金利がつくわけだね。そうすると、そっちのほうはどのくらいの金利になるわけ？

吉田出納局次長 平成22年度の実績で申しますと年間で940万円ほど預け入れた運用益がございました。

高野委員 だから、両方対比して言ってくれないとわかんないじゃない、片っ方ずつ言ったんじゃない。こっちを言ったらこっちを言う、それを聞きたい。

吉田出納局次長 平成22年度の実績で申しますと、一時借り入れしたときの利息の支払額が300万円ほどございました。それに対して資金に余裕があったときに運用した運用益そのものが全体で940万円ほどあったということでございます。

高野委員 それ本当かなって今ちょっと迷っているんだけど、借り入れの利息は300万円で余剰金を預けた利息は900万円と言ったの、今、そういうこと？
じゃ、余剰の方が1年間を通してその計算でいくと、同じ金利であっても300万円と900万円の違いであれば3分の2、1年を通した3分の2カ月、約8カ月ぐらいは余剰がたまっているということ？

吉田出納局次長 先ほども申しましたように6月1日から約6カ月間というものは、ある程度資金に余裕がございまして、その間は運用できるということになっておりまして、結果的には運用益がそれだけになるということでございます。

てきませんので、基金の中でふえていくということになると思います。

高野委員 じゃ、基金は基金の部分でのプラスマイナス処理であるから一般会計とは別だよと。じゃ、すべての基金というのは全部そういうふうにはじき出ているわけだ。例えば、あなたの言う一般決算分のものには基金って入ってこないということだね。

吉田出納局次長 はい、基本的に基金のものは基金の中でということになっております。

高野委員 じゃ、1週間以上、基金で3日で出しちゃったなんていう話は多分ないと思うんだけど、基金の合計って大体わかる？

吉田出納局次長 本当にざっくりで申しわけございませんが、基金は現在約900億円あります。先ほどちょっと言葉が足りなかったかと思いますが、基金につきましては短期運用というものはございません。基本的にはその基金を所管しているところの事業によりまして、いつ取り崩すとか、そういう計画的な運用を行っておりますので、長期的に預けられるものは国債等の債券を使ったり、また、半年とか何カ月という大口の定期で運用しております。

高野委員 900億円基金があるとすると、さっき言った利息だけでも半端な数字じゃないよね。平均どのくらいの期間お金を置くのか知らないけど、ざっくりでいいからその金利ってどのくらいになるわけ？

吉田出納局次長 基金の運用には預金と債券があります。預金の利息収入が約1億円ございます。あと債券の方が、これは毎年入ってくるわけですが、22年度は合計で2億5,600万円入っております。

高野委員 じゃ、基金の方で昔は金利が高かったから、その基金の方でも基金の利息で運営ができるという状態であった時期も長かったんだけど、だけど、今はもうとてもじゃないけど、そうはいかない。それにしてもその基金債券で3億5,000万円というのはすごい金額だなと、それは900億円に対してということだね。

吉田出納局次長 申しわけございません、先ほどの2億5,600万円というのが預金と債券を合計した収入でございます。委員がおっしゃるように、金利の高いときには例えば基金の運用益の果実を事業費に充てていろいろ行うというものもございましたが、今、非常に金利の方が厳しい状況でございます、長期的な10年物の国債等を新規で購入いたしましても、年間1%程度の利息しかつきませんので、なかなかそういったことでは各基金は大変な状況であろうかと思えます。また、900億円の基金でございますが、かなりの部分をいわゆる臨時特例交付金の関係の基金がございまして、それで、今、基金の総額が膨らんでいるという状況でございます。

高野委員 はい、よく勉強させてもらいました。ただ、その辺についてはみんなが言わないだけで関心は深いと思えますから、総務委員会の人たちにそのくらいの資料、歳計現金に対する金利と利息、基金についての金利と利息、さっき「言い間違いました、それは一緒です」ということがないような紙を1枚見せてもらいたいなと思えます。詳しいものではなく簡単なものでわかりやす

い資料をお願いしたいと思います。

吉田出納局次長 非常に申しわけございませんでした。わかりやすい資料をお届けしたいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を平成24年1月16日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・平成23年10月24日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 河西 敏郎